トラストサービス検討ワーキンググループ(第11回)議事要旨

1 日 時

令和元年 10 月 11 日 (金) 10:00~11:45

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

- (構成員) 手塚主査、宮内主査代理、新井構成員、小川構成員、楠構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中村構成員、西山構成員、宮崎構成員
- (オブザーバー) 中田内閣官房情報通信技術総合戦略室企画官、藤田法務省参事官 室局付、中村法務省法務専門官、布山経済産業省情報プロジェクト室係長、 河本経済産業省サイバーセキュリティ課課長補佐、山内一般財団法人日本情 報経済社会推進協会常務理事
- (総務省) 竹内サイバーセキュリティ統括官、二宮大臣官房審議官、赤阪参事官(政 策担当)、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、横澤田サイバー セキュリティ統括官室参事官補佐、藤野大臣官房企画課長、山路データ通信 課長、小高情報システム管理室長

4 配付資料

資料 1 1 - 1 トラストサービスの利用動向に関するアンケート調査の結果 資料 1 1 - 2 トラストサービス推進フォーラム提出資料 参考資料 1 1 - 1 トラストサービス検討ワーキンググループ(第 10 回)議事 要旨

参考資料 1 1 - 2 トラストサービス検討ワーキンググループ開催要綱

5 議事要旨

- (1) 開 会
- (2)議題
- ① 前回会合の振り返り 事務局から参考資料11-1に基づき、前回会合の振り返りが行われた。
- ② トラストサービスの利用動向に関するアンケート調査の結果 事務局から資料 1 1 - 1 について説明が行われた。
- ③ 意見交換

トラストサービスの利用動向に関するアンケート調査の結果の後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

- 柴田構成員:アンケートの結果として手間やコストが課題としてあがっているが、 我々事業者の利用者への説明が不十分という印象を受けた。従量制や定額制料金でのサービス提供、リモート署名の提供等、お客様が簡便かつ安価にトラストサービスを利用できるよう努力をしてきたが、まだ不十分だということを実感した。今後は、手間やコストの課題に関して、更に簡単かつ安価に提供できる方法を検討するとともに、提供事業者として世間に周知すべきことがまだあると考えている。
- 西山構成員:電子署名とタイムスタンプをワンストップで提供するリモート署名のサービスを 2007 年から行っているが、なかなか利用者には浸透していない。しかし、リモート署名のようなワンストップでトラストサービスを利用できるサービスは、今後新しいビジネスモデルになっていくと思っている。リモート署名のガイドラインの整備によって、その利用が拡大し、ワンストップでトラストサービスを簡単に利用できるサービスが増えるのではないか。また、そのようなサービスが求められているのではないか。

トラストサービスを簡単に利用できるよう、事業者の間ではトラストサービスアーキテクチャ検討委員会を立ち上げ、2つの目標に向かって進んでいる。1つ目はトラストサービスの共通 API の仕様の検討である。共通 API 化が実現するとサービス提供の際のアプリケーションが開発しやすくなり、利用者側は各トラストサービスを利用しやすくなることが予想される。2つ目は、各種トラストサービスの相互運用性の課題の整理である。e シールを事業者ごとに異なる仕様や異なる手法で提供していると、異なる事業者によって提供されたトラストサービスの相互運用ができないので、ガイドラインのようなものを策定すべく相互運用性を確保するために何が必要なのかを洗い出し、ドキュメントにまとめる作業を行っている。

利用者の利便性の向上は、トラストサービス事業者にとって重要な課題であり、しっかりと検討を進める必要がある。

- 手塚主査:柴田構成員、西山構成員の指摘で大事なことは、制度と運用と技術を適切に分けて議論する必要があるということ。今指摘のあった内容は技術的な部分で、これは民間で具体的な検討を進めていくことができるが、制度に関しては民間の取組では限界がある。トラストサービス事業者による自主基準なのか政令レベルなのか、または法律レベルで定めるべき制度なのかといったレベル感を、我が国としてどうしていくか検討する視点も必要。
- 新井構成員: 手間とコストがかかるという課題は、真正性を厳格に担保する必要がある文書に対して多い課題なのか。
- 事務局:アンケート結果からはそのような傾向は見られず、手間とコストの課題

は、すべての文書全般にいえる課題である。

新井構成員:手間とコストというのは、本来、必要な手続きが多く面倒であるということなのではないか。真正性を厳格に担保する必要がある書類については、書面(紙)の場合でも実印の準備や印鑑登録、印鑑登録証明書の取得が必要であり、電子文書の世界でも電子署名法にしたがい、住民票や登記事項証明書を持ってくるといった手続きをする。このことを手間と言っているのであれば、トラストサービスであるから手続きが多く面倒はなく、申請手続きのルールであり事業者側の努力で解決できる問題ではない。逆に、トラストサービスを使うと、判子を押したり郵送したりする業務がなくなるというメリットがあり、そういったメリットとデメリットの比較が十分にできておらず、実態を適切に反映した結果となっていないのではないか。新しいものを導入することへの不安が手間やコストという意見に大きく反映され、実際に利用している人たちは手続きが煩雑というところが手間とコストという意見に反映されているのではないか。

その他の課題に関しては、トラストサービス事業者や認定主体の永続性や 国際的な通用性が利用者にとって重要な論点なのではないか。そのためには 国際的に通用し、事業者に課する義務に関する制度化が重要な要素となり、 事業者が廃業したとしても何かしら保証される、もしくは廃業しないことが 保証される企業を認定するような制度が必要なのではないか。また、利便性 の観点でいえば、自然人への紐づけを必須としない「e シール」の制度化に 期待している。

- 宮崎構成員: 手間やコストの内容について、サービス側に求めるコストや手間の ほかに、既存のシステムにトラストサービスを追加する手間やコストがある。 現状、多くのシステムでは、そのようなトラストサービスを容易に追加でき るようなオプションを持っていないので、1 からシステムを開発しなければ ならない。そういった手間やコストがあげられる。西山構成員が述べていた 共通 API が普及し、各製品にタイムスタンプや電子署名を付せる、簡単に開発可能なモジュールに期待している。
- 手塚主査:トラストサービスのプラットフォームをどう実現するか、一般的なアプリケーションとの連携をどれだけ簡便に実現できるか、ということか。
- 渋谷構成員:事業者の立場で言うと、弊社は EU 域内で事業所を展開しており、各国の制度に応じて、社内のガバナンスの在り方を決定している。例えば EU の事業所と日本の事業所でやり取りする際、日本の制度に合わせるために紙ベースでやりとりを行うということがある。アンケートにあるように、インターオペラビリティ、すなわち諸外国と相互運用を担保する制度があることで、企業のガバナンスの効率化、堅確化がより進むのではないか。
- 西山構成員:個人の本人性確認について、マイナンバーが普及していけば、電子 的な本人確認が、普及するのではないか。しかし、現在の普及率は17%に留

まっている状況である。マイナポイント等の施策によって、マイナンバーが 普及することで、事業者側もマイナンバーによる本人確認手法が広まってい くことが考えられることから、マイナンバーカードの普及促進も、一つの解 決策になり得るのではないか。

また、現在は、登記事項証明書のように組織の実在性確認が紙でしかできない状況。なんらか電子的に組織の実在性が確認できるような公的なシステムがあれば、手間やコストが削減でき、より便利になっていくのではないか。

④ トラストサービス全体に係る議論

宮内主査代理から、資料11-2トラストサービス推進フォーラム提出資料に基づき、トラストサービス全体に係る議論について説明が行われた。

⑤ 意見交換

トラストサービス全体に係る議論の後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

手塚主査:今回の発表は、実際のトラストサービスを運用するにあたっての保証についてどういった仕組みを構築すべきかということを強調した内容になっていると感じた。EU側も4つの柱をあげており、1つ目は法制度(Legal)、2つ目は監査(Audit)、すなわち、監督機関や監査手法、3つ目はベストプラクティス、4つ目はトラストマーク等の信用性の表現手法(Representation)となっており、本日の議論はそれに非常に似ている。法制度の在り方については、現在当ワーキンググループで検討している。監査については、今後議論の余地があるものの、現状はガイドライン等に基づいて、実際の業務やその認定が行われているというのが実態。信用性の表現手法については、信用できる形で機械可読なトラストリストを策定することが非常に重要である。他方で、人間も認識可能な表現手法とすることも重要という意見もある。

新井構成員:フレームワークに法的効果の要素は必要なのか。

宮内主査代理:法的効果はあるに越したことはないが、民事訴訟法上に明記されていないため法的効果は無い、と言い切ることはできず、実際の裁判においては、裁判官の自由心証のもとで判断されている場合が多いと考えている。国の制度に位置づけられているものが、偽造である、間違っていると言われることは一般的には考えにくいため、いわゆる自由心証のもとでは、何らかの法制度が存在していれば、必ずしも法的効果が法律に明記されていなくても、明記されている場合と実態として変わらないのではないかと個人的には考えている。

新井構成員:EUのモデルは明快でわかりやすいという話があったが、米国のモデ

- ルについてはどういった意味で明確と言えるのか教えてほしい。また、米国は業界毎、EU は国毎にトラストアンカーが存在しているということだと思うが、我が国にとってはどちらが適切な仕組みなのか。
- 宮内主査代理:米国の仕組みが明確でわかりやすいと考えているわけではない。 トラストアンカーが業界毎に存在するのか、国毎に存在するのかということ に関していえば、分けるとすれば当然前者になるが、わざわざ分ける必要は ないのではないか。
- 手塚主査:米国は EU や我が国とはトラストサービスに対する観点が異なっており、国家安全保障を強く意識しているため、我が国に米国の制度を当てはめるのは違和感がある。制度による運用がなされている世界と民間の契約ベースで運用がなされている世界があり、前者同士、後者同士、または前者と後者を組合せて相互承認を行うパターンが考えられる。EU は e-IDAS 規則が存在しているため、相互承認の相手国における運用についても、制度の観点から判断を行うと言っているため、米国との国際相互運用においては大きなギャップがある。そういう意味では、なるべく高いレベルの制度を日本でも検討していく必要があるのではないかと考えているが、決して契約ベースの運用を否定しているわけではない。
- 宮崎構成員:ホワイトリストに関して、過去のものを機械的に読み取れるようにするというのは極めて重要。特に長期署名の検証においては必須である。長期署名に含まれている過去のトラストアンカーが当時本当に有効だったのかをチェックする必要がある。今それをやろうとすると、難しく、できていない状況である。それを判断できる一つの信頼できる根拠のデータとしてホワイトリストの中に過去のデータをとっておき検証できることが大事。
- 渋谷構成員:ホワイトリストに関する確認をしたい。例えば損害保険を請求する際に地方公共団体が発行する罹災証明書が必須になるが、仮に地方公共団体が発行する書類(罹災証明書)を電子証明書で、となった場合も、対象となる地方公共団体についてもトラストアンカーによる認定(トラストリスト)が必要だという解釈でよろしいか。
- 宮内主査代理:政府や地方公共団体等の官職証明書もトラストアンカーとしてホワイトリストに含むべき。
- 袖山構成員:電子帳簿保存法にタイムスタンプを位置づけて、普及が進んだのは そのとおりである。紙をデータで保存する際に、改ざん防止のためにタイム スタンプをつけるということが法令で規定された。一方、法人税法を見ると、 書類等の真正性は不問とされており、自社及び相手から受領した取引関係書 類を紙で保存することが規定されている。電子帳簿保存法は厳しくするので はなく、選択肢を増やし、それに基づいてベンダー等のサービス向上あるい は、事業者の信頼性や継続性を高めることが大切なのではないか。
- 小川構成員:政府や地方自治体と民間のやり取りにおいて、トラストサービスを

位置づけることも重要。届け出等は政府向けのものが多い印象だが、どこまでどういった技術を施せば届け出が受け付けられるのかを示すのが非常に重要である。政府側の届け出や申告について、トラストサービスがどう関与すべきなのかを示す必要があると考えている。

西山構成員: 宮内主査代理から説明があった適合性評価機関(CAB)について、電子署名法に関していえば JIPDEC、タイムスタンプに関していえば日本データ通信協会がその位置にあるわけだが、CAB への要求基準については電子署名法第二十条が存在するのみ。したがって、実務的には、適合性評価機関の要求基準を取りまとめることが大事。EN や JIS (17065)を参考にしたら作りやすいと思っている。しかし、CAB への要求基準は公的制度に紐付くものなので、民間のタイムスタンプ事業者等が勝手にやるのは難しく、民間では手が出しにくい領域である。したがって、何からの官民で協力して検討する枠組みがあるとありがたい。

それに対して、各 TSP (トラストサービスプロバイダー) に対する技術標準については、今ないと言われているリモート署名や e シールは民間側でガイドラインを作っていくというのがやりやすいことであり、現在少しずつ整備している。

また、適合性評価のチェック票については、日本に優位性がある。EUでは 適合性評価の枠組みが各国で整備されているものの、実際の評価のレポート の品質にばらつきがある。例えば、評価期間がバラバラであるなど問題になっている。日本では JIPDEC のかなり詳細なしっかりした調査票がある。こ の調査票に基づいて調査が行われているのがすごく大きい。したがって、枠 組みを整理することも重要だが、チェック票や適合性評価機関の要求基準を 作ることも実務的には大事である。

手塚主査:P7の2ポツ目で、技術基準を最新の動向を踏まえて民間で策定と書いているが、各国を見ると、単に民間で作っているかというとそうではなく、EU でいえば ETSI (欧州電気通信標準化機構) がまとめており、米国でいうと NIST (米国国立標準技術研究所) がやっていて、ここに民間の技術者が集まり、何らか国のお墨付きのある機関がまとめている。それがあることで制度とのリンクがしっかりワークしているのではないか。日本の現状は、民と官が縦割りでやっており、官民が連携して技術基準を作っていくことが重要。

宮崎構成員:技術基準と制度の整合性を維持するという考えに基づいて一つ例を 挙げたい。資料 1 1 - 2 の 10 ページ下に記載のある、電子帳簿保存法にタ イムスタンプが位置づけられている件について、従来は当該法律において電 子的に書類を保存する場合、電子署名とタイムスタンプの両方を付すことが 条件になっていたが、事後的に電子署名は不要ということになった経緯があ る。EU においても電子署名とタイムスタンプの両方を付すフォーマットに係 る技術標準は存在していたが、タイムスタンプのみを付す場合の技術標準は 存在していなかったものの、我が国では JNSA (日本ネットワークセキュリティ協会) が課題意識を感じ、PDF ファイルに関しては、タイムスタンプのみを付す際のプロファイルに係る技術標準 (ISO) が策定された。その際は、たまたま JNSA が課題意識を持っていたためそうなったが、技術標準が存在しないまま電子帳簿保存法を運用することになる可能性もあり、そのために混乱を生じる恐れもあった。この例のように法制度から技術標準に対して要求が生じるような場合に備え、国が主導して制度と整合する標準規格を策定するような仕組みを用意することが重要である。

新井構成員:今のデジタル社会では、"電子データ"ということから、改ざんや捏造等が容易というイメージにそもそも不安があるのではないか。これらをどう防ぐかということに手間やコストがかかるという認識が強く、この先行イメージからトラストサービスも同様とみなされているように感じる。

電子文書は、文書自身の改ざん以外に、「誰が」「いつ」「どこで」ということ、捏造しやすい点と考えられる。「誰が」の部分は電子署名法の範疇だが、 残りの「いつ」、「どこで」に関して、制度面を含めてしっかり整理していか なければならない。

加えて、トラストアンカーに関しては、国際的な信頼性を担保も含めて政府の関与が必要と考えている。また、利用者である国民に理解しやすい仕組みが大事である。

- 中村構成員: 資料 11-2の 10 ページにある「期待されるフレームワーク」とは、すべてのトラストサービス事業者への監査を共通の適合性評価機関が担うべきということを主張しているのか。自然人の電子署名についてはいいと思うが、(特定の自然人や法人に結びついた電子証明書に基づいているわけではない) タイムスタンプや e デリバリーまで、共通の適合性評価機関が担うというのは疑問である。トラストサービスの分野ごとに議論したほうがいいのではないか。
- 宮内主査代理:公的認定機関というのは、サービスにまたがって1個あり、その機関が判断する。適合性評価機関はサービスごとに一つ、もしくは複数個あってもいいと考えている。レジストレーションの基準としてどのサービスまでこの枠組みに入れていくかという検討は必要。リモート署名は入ってくるが、電子契約は想定していない。e デリバリーは、いつできるかわからないが、入りうる。
- 手塚主査: TSP をどう定義するかというのが今後重要。その上位のアプリケーション群をトラステッドリストのようなものを作ってやるとなるとまた話は広がってくる。積み上げ型で構造はできていくのではないか。
- 中村構成員:アプリケーションに関しては、それぞれ監査する観点が個別になっていくのではないかと思い、意見した。

手塚主査:そこは同意である。

竹内サイバーセキュリティ統括官: TSP を今後どう促進するかは重要な論点。タイムスタンプも電子署名もこれまでのビジネスの実績はあるが、トラストサービス毎に提供事業者が分かれ、利用者にわかりにくい市場形態となっている。利用者がどのトラストサービスを使うべきかをワンストップでコンサルするサービスがあることが望ましい。また、トラストサービス提供事業者が複数のメニューを複合的に提供する、あるいは、アプリケーションを提供する事業者が各サービスを纏める形で各トラストサービスの信用力を担保するといった、業界横断的なサービス提供について、利用者目線での創意工夫を、産業界として検討することが必要ではないか。

- ⑥ その他 事務局から、次回の日程について説明があった。
- (3) 閉会

以上